

令和6年葛巻町議会6月定例会議 会議録（第3号）

令和6年6月11日（火）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 一般質問 】	1
日程第2 一般質問	
(1) 3番 藤 岡 徹 君	1
(1) 葛巻町障がい福祉計画について	
(2) 9番 山 崎 邦 廣 君	4
(1) グランドデザインによる交流の促進について	
(3) 5番 山 岸 はる美 君	11
(1) 児童・生徒の地域部活動への支援策について	
(2) 安全・安心な地域づくりについて	
(3) 移住定住者のための住宅施設について	
(4) 1番 竹 花 結 君	22
(1) パートナーシップ制度について	
(2) 町の情報発信、PR方法について	
(5) 4番 柴 田 勇 雄 君	28
(1) 消防団運営等に当たっての諸課題及びあり方について	

令和6年葛巻町議会6月定例会議 会議録（第3号）

告示年月日	令和6年5月30日（木）					
再開年月日	令和6年6月7日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年6月11日（火） 開議10時00分 散会13時54分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	1 番	竹花 結		6 番	姉帯 春治	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり		議会事務局長補佐	金子 桂子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触 沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	大久保 栄作			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (鈴木満君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から、1 番、竹花結議員及び 6 番、姉帯春治議員を指名します。

次に、日程第 2、一般質問を行います。今回の定例会議には、5 名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて 1 時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間 5 分前にベルを 1 回、制限時間になった時点でベルを 2 回鳴らします。制限時間を超えての質問あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。最初に、3 番、藤岡徹議員。

3 番 (藤岡徹君)

おはようございます。それでは、お伺いいたし

たいことがありますので、ご承知のとおり葛巻町の障がい福祉 5 か年計画についてでございます。

以前より 5 か年計画を、今 6 期、今回 7 期目になるわけですが、ずっと障がい者のグループホームが必要であるということを文書には毎回載っけてあります。現実的にはまだ進んでおりませんので、今回いろんな形で進められればよいなど思いまして質問させていただきます。

それで、この周辺では九戸村、岩手町、一戸、二戸、それから岩泉、久慈、葛巻を取り巻く市町村でグループホームはみんなあるんです。ですから、葛巻にもぜひともという声があちらこちらから来ていたものですから、今回この質問を取り上げたいと思います。

それで、この計画に対し、実現に向けた町の計画がどのような格好で今から進んでいくのか、その辺をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 (鈴木満君)

町長。

町長 (鈴木重男君)

ただいまの藤岡議員の質問にお答えをいたします。ご質問の障がい者グループホームの実現に向けた町の計画についてお答えをいたします。障がい者用グループホームは、障がいのある方が生活面や健康管理面でのサポートなど、必要な支援やサービスを受けながら共同生活を送るための

住まいであり、障害者総合支援法に位置づけられた障がい福祉サービスの一つであります。

障がいを抱えている方の中には、一人で生活をしていくことが難しかったり、日常生活の中で困難を感じる場面が存在したりしますが、障がい者グループホームでは共同生活の中でそれぞれが困難を感じる場面のサポートを行いながら、相互にコミュニケーションを図り、社会参加や自立を目指していくものであります。

現在当町には障がい者グループホームは整備されていないため、サービス利用を希望する方は町外のグループホームを利用せざるを得ない状況となっておりますが、現在は 26 名の方が町外のグループホームを利用されており、過去 5 年間の利用者数を見ましても平均 25 人前後の方が利用されている状況となっております。

町外の施設を利用することにつきましては、住み慣れた町を離れ生活することへの精神的な負担感のほか、自身の加齢や障がい程度の重度化、生活を支える家族の高齢化などもあり、不便さや不安感を感じている方も多いものと考えております。

このようなことから、町では障がい福祉計画の中で障がい者グループホーム等の整備に向けた具体的な検討協議を計画しているほか、令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間の計画期間とする総合計画後期基本計画におきましても障がい者共同住宅グループホーム整備事業として障が

い者福祉施設の主要事業に位置づけたところであります。

グループホーム整備について検討するに当たり、昨年度障害者手帳を所持されている住民の方を対象にアンケート調査を行いましたところ、36 人の方から町内にグループホームが整備された場合においては将来的に利用したい旨の回答があったところであります。施設利用の対象となる方々からの高いニーズがあることが確認できたところであります。

これらのことを受け、今年度は計画に基づき関係者との勉強会を開催するほか、施設整備に向けた検討委員会を立ち上げ、施設整備を具体的に進めていくための準備を進めることといたしております。障がい者グループホームを必要とされている方々に対し、早期にサービスが提供されるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

藤岡議員。

3 番（藤岡徹君）

現実的に 3 障がい、身体、精神、それから知的障がいあると思いますが、その辺は 26 人のうちの割り振りというか、割合はどのような形になっているでしょうか。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

ただいまの質問についてお答え申し上げます。
まず、身体でございますが、こちらは3人、そして知的が18人、そして精神が5人、計26人となっております。

議長（鈴木満君）

藤岡議員。

3番（藤岡徹君）

それで、グループホームに入って利用している方の具体的な地域とか何かというのはどのようなになっているのでしょうか。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

現在利用されている方々のグループホームの所在地でございますが、一戸町、こちらのほうが14人、あと盛岡市と花巻市が各3人、あとは岩手町が2人、そのほか滝沢市、二戸市、あと宮古市、矢巾町が各1人というような利用状況になっております。

議長（鈴木満君）

藤岡議員。

3番（藤岡徹君）

私もすずらん工房という、18年間、工房で作業員している、通所している方たちと一緒に作業してきておるわけですが、私も知っている限り、七、八人は奥中山、八幡平、それから岩手町等に、自分が生まれた場所、葛巻をやっぱり離れたくないと、そういう人たちが選択せざるを得ないと。葛巻にいられなくて、選択してどこかに行かざるを得ないと、そういった人たちが七、八人、私の中ではおりました。その人たちも、やっぱり今でも電話かかってくる。それで、どうしても葛巻に戻りたいんだと、そういうふうなことを何度も聞いておりますので、ぜひとも障がい者のグループホームを何とか設立に向かってよろしくお願ひしたいなと思っております。

あとは、経済的な部分などでございますけれども、一般的な話でちょっとお願ひしたいんですが、地域によっては大分家賃とか何かも違うんであれなんです、大体幾らぐらい用意して、かかるものなんでしょうか。分かりますか。よろしくお願ひします。

議長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（大石和人君）

利用料についてお答えいたします。グループホームの利用料につきましては家賃、あとは光熱水

費、あとは日用品等に係る経費等がございますが、今回その中でも主な家賃の部分について回答させていただきます。家賃につきましては、事業所によって若干差はございますが、月3万円前後になってくるかと思っております。

なお、家賃の部分につきましては、制度上、市町村のほうから、当町の場合は1万円家賃補助ということで、本人のほうに、これは一応要件がございますが、住民税非課税、あと生活保護というような要件がございますが、月1万円の支給を行っております、例えば平均3万円の家賃というものになりますと2万円ということになるかと捉えております。

議長（鈴木満君）

藤岡議員。

3番（藤岡徹君）

ありがとうございました。いろいろデータ等をいただきまして、ありがとうございます。

それで、最後になりますけれども、自分たちが生まれた土地、そこから出ていかざるを得ない選択が1つしかないというようなことはやっぱり不幸なことなんで、ぜひとも当町に障がい者のグループホームをつくっていただいて、少しでも人口流出を避けるということと、さらにはこの前、余談ではありますが、盛岡のみたけ支援センター、それから久慈の拓陽支援学校ですか、両方とも、学校からも、卒園生が焼き鳥をやりたい、仕事と

して焼き鳥をやりたいと。ただ、当町に、葛巻にいて生活する場所というか、そういうふうなものはあるのか、施設があるのかということをお学校の先生から聞かれました。残念ながら当町にはまだつくっておりませんので、その辺はお断りせざるを得なかったわけですが、そういう部分でもすずらん工房の作業とか、そういったものが周りからも周知されてきておりますので、それも活用しながら、ぜひとも設立に向かってご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。家族会、それからボランティア団体からも強く求められておりますので、その辺も含めてひとつ前向きに検討していただければありがたいと思います。

幸いにも町長からこの活動についても前向きなご発言いただきましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

ということで、私の質問は終わります。すみません。ありがとうございました。

議長（鈴木満君）

一般質問を続けます。次に、9番、山崎邦廣議員。

9番（山崎邦廣君）

山崎邦廣でございます。私からは、グランドデザインによる交流の促進につきまして1点を伺わせていただきます。町の内外から町内のそれぞれの地域を訪れる多様な人たちへの情報の提供、地域を訪れる皆さんが利用しやすい案内標識、こ

れによる情報提供の環境整備につきましてお尋ねをいたします。

町では、町の将来像、ビジョン、「未来を協創する 高原文化のまち」の実現を目指しまして、そのために何を行うかの全体構想、ランドデザインによりまして取組を推進していると思っております。

中でも人口減少に起因する様々な課題に対しましては、住宅の補助や子育て支援、医療や福祉の整備などの定住支援につながる施策をはじめといたしまして、テレワーク環境の整備も含めまして多くの施策を推進しておるところであります。そして、このような取組を後押しするものの一つに、交流人口の拡大があると考えております。

質問であります、この交流促進のための情報提供、中でも案内標識、看板によりまして情報提供についてであります。案内標識は、これまでも町や地元自治会、諸団体などによりまして設置をされ、利用されてまいりましたが、標識の老朽化や新たな施設の設置など経年劣化や時代の変化もありまして、標識や看板の更新、あるいは新たな設置が望まれるところでございます。

そこで、町民や町外から町を訪問する多様な人たちが、町内に所在する施設や観光スポットなどを訪れる際に、誰でも利用しやすく、一目で分かり、迷わずに目的地にたどり着くことができるような案内標識による情報提供につきまして、その環境整備の考え方をお伺いいたします。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問にお答えをいたします。ご質問のランドデザインによる交流の促進、町の内外から地域を訪れる多様な人たちが利用しやすい案内標識による情報提供についてお答えをいたします。現在の町の交流の状況であります、観光入り込み調査ベースでお話をさせていただきますと、ピーク時の平成21年に約55万人あった観光客が、新型コロナウイルス感染症が蔓延した影響などによりまして、令和2年度には約18万人まで減少するなど厳しい状況が続いておりましたが、令和5年度の観光客は約23万人となり、緩やかな回復傾向にあるところであります。また、全国的にもインバウンドをはじめとした観光需要がコロナ禍前の水準に戻りつつあり、観光産業にも明るい兆しが見えてきたところであります。

こうした状況の中、当町が誇る様々な観光資源を生かし、町へのさらなる誘客を図るためには発信する情報に統一感を持ちつつ、情報の受け手側のニーズに即したきめ細かな情報提供が必要であると考えております。

現在町内各所には既設の案内標識が多数あり、公共施設案内に係るもの、観光案内に係るもの、私的な案内に係るものなどのほか、交通安全や農

地保全など一般に広く意識啓発を図る看板やのぼり旗なども設置されているところでもあります。

また、町が設置した看板以外でも自治会や各種団体等により独自に設置された看板も多数あるものと認識をいたしております。これらの案内標識につきましては、設置した事業、地域、事業主体が異なることもあり、統一的なデザイン、コンセプトに沿ったものとはなっておらず、そのデザインや材質などの統一は図られていないところがあります。

一方、近年町が整備した公共施設におきましては、配色、デザインを統一しておりますが、このような建物が進んだことにより町有の施設であることが認識しやすくなっているところでもあります。町の施設の統一感、一体感が生まれているものと考えております。

こうした例を考えますと、町の案内標識のデザインの統一化を図ることにより、町の情報発信の一体感が生まれ、町の公式な案内標識であることは町の関連施設であること等が伝わりやすく、観光客の方にとっては分かりやすさが増すものと思われま。

このようなことから、今後町が設置する案内標識等におきましてはデザインの統一化を図っていくこととするほか、町以外の各種団体が設置する案内標識等におきましても町のデザイン、コンセプトと歩調を合わせた統一的なデザインを採用していただくよう努めるとともに、各種団体が新たに設置する標識、または老朽化した標識の更

新に係る経費等の支援、拡充についても今後検討してまいりたいと考えております。

あわせて、現在の観光は個人旅行が主流であり、出発前にインターネットやSNS等からの情報を得て着地する方が大多数のため、案内標識の整備のみならずデジタル技術を複合的に活用した戦略的かつ効果的な情報発信を行うとともに、観光客の着地後においても迷うことなく目的地に到着できるよう、町の案内標識の現状を把握の上、町としての支援の在り方、デザインに関する統一性や条件、多言語表記、町産材活用などについて検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ご答弁ありがとうございました。関連する事項、もう少し何点かお伺いをさせていただきます。まず、先ほどのお話で発信情報の統一感のお話がありました。提供する情報であります、まず最も重要と考えますのが提供する情報の信頼性の確保ではないかと思えます。中でも広域の案内板、これは広域の観光案内板もそれに入ると思いますが、本町の広域の案内板、これは施設の名称や地名までの距離や方向を示す内容、これなどが中心になると考えますが、広域案内とそれぞれの地元での案内内容との整合性をどのように

取るのか、掲載内容や項目などはどのように考えるのか。

先ほどのお話で、デジタル技術の活用の話もありました。QRコードの積極的な使用もあるかと思えます。ここの部分につきましてのお考えを伺いたいと思います。

議長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

お答えいたします。まず、先ほど町長答弁においても述べておりますが、統一化、整合性を考慮することにより、町の取組について一体感、連帯感が生まれ、町の様々な取組にもよき効果が期待できると思っております。

広域的な案内につきましては、町独自以外に例えば盛岡広域エリアなどの取扱いも参考に検討するべきと考えております。

また、掲載内容、項目内容についてですが、見やすさを配慮しながら、例えば移動距離などの基本的な情報の掲載にとどめることが効果的と考ええます。

情報の詳細については、先ほど議員が例示している、例えば標識へのQRコードなどの表示や、標識設置施設でのパンフレットなど情報資料の配布などにより詳細な情報提供に対応することが考えられると思っております。

以上です。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。それで、情報の信頼性確保につきましてのもう一つは、標識の形、形状であります。地点の地名や観光施設の名称、それからその内容の情報の提供、そして先ほどの統一感に関連するかと思いますが、統一したほうが効果的なものところの詳細を伺いたいと思います。

まず、国道、県道などの道路標識につきましては、国土交通省の既存の指針もあるようですが、所管の異なる全ての主体で案内標識に関わる指針は、確認したところ、定められていないような認識をしております。道路の標識以外で統一したほうが効果的なもの、地元の特徴を出しながらも統一したほうがよいもの、現時点でのお考えで結構でございます。記号や文字などがあるかと思いますが、ここの詳細の部分のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

お答えいたします。標識にいろいろな要素はあるところですが、例えば基本的に考えられるとこ

ろは色合い、カラーですね、色合いを統一することとか文字の大きさ、あるいは使う文字のデザインといいますか文字の種類、あとは基本的に掲載する内容、先ほど申した移動距離とか、あとは施設の名称、あとは施設の概要など、そのような基本情報を掲載するということが考えられますし、あと案内標識の材質、使う材質などもできるだけ統一するほうが効果的かと考えます。

以上です。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。それで、色文字等の話であります。付け加えますと、物や土地の形をデザインしたピクトグラムと言うかと思いましたが、そういった活用もあるかと思えます。運動の競技の形、一目見ればどういう種目か分かるような。車を利用して通り過ぎるような方もおられるかと思えますので、一瞬にして記憶に残るような、そういった細かい配慮も必要かと思えますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

お答えいたします。今議員が言われましたとお

り、例えば我が葛巻町はミルクとワインとクリーンエネルギーの町とうたっておりますので、例えば酪農のエリアとか、ミルクに関するところは牛のマークとか、あとワイン工場のほうはワインの形を使ってみるとか、あとクリーンエネルギー、風車やバイオマスなどの形を使ってみるということも効果的と考えます。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。それでは次に、案内標識、案内看板、ほぼ同じでありますけども、設置したこれらの看板、標識の効果的な更新であります。これも重要なことと思っております。定期点検の仕組みになるかとは思いますが、標識などに使用されている材質の老朽化、先ほど来のお話のとおりであります、その後の新しい施設の設置や道路の経路の修正など、それらに伴って提供する情報内容も修正の必要が生じてくると思いますが、現地の最新の状況を表示するために定期点検の工夫も必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

お答えいたします。先ほどの町長答弁において

も述べておりますが、町内の案内標識を現状把握しながら、基本的な取扱いについて検討してまいりたいと考えます。

定期点検につきましては、掲載情報修正、老朽化、倒壊予防などの観点から、例えばですが、関係団体と連携協力しながら、年1回程度の点検実施などが考えられると思っております。

以上です。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。それでは次に、もう少しお伺いをしたいと思います。町長のお話のほうに、町内の情報提供の手段の統一感のお話がございました。それで、地元自治会の支援策の部分であります。お話ですと、今後積極的に検討を進めていくというお話、ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

それで、地元自治会など、地区によりましては住民の減少などによりまして地元での予算確保、これが年々減少し、単独での案内標識の更新、あるいは新たな設置がやや困難になりつつある現状がございます。このような自治会の支援策、具体的な部分お持ちであればお聞きしたいんですが、地元自治会の支援策の部分につきましてはいかがでしょうか、お考えを伺います。

議長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

お答えいたします。当質問におきましても、町内の案内標識の現状を把握しながら、関係団体、関係者と必要性、効果、支援の在り方などを考慮しながら検討していければよろしいと考えます。

支援の方法について、例えばということですが、必要な案内標識を検討、決定して、町で一括手配することが費用面、政策対応などにおいては効率がよいことが考えられると思っております。

また、共通的な条件を示し、先ほどの色合いとかつくる条件を示しながら、補助事業として関係団体が直接手がけることにより、様々な発想、人の交流、町への愛着などが見込めることが考えられると思っております。

以上です。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。それでは最後になりますが、グランドデザインによる交流促進のための情報提供、そしてその手段としての案内標識、案内板についてお伺いをいたしましたが、地域の魅力向上にふさわしい案内情報を提供する、これは

特定の人にはではなく、高齢の方、子供さん、障がいのある方など、どなたでも利用できるもの、多様な人、皆さんが利用しやすい生活環境、これは地域の環境整備にとりましても最も重要な視点であると考えられるものがございますが、最後に副町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。ランドデザインの推進に係る看板などの案内標識につきましては、町の情報発信の統一性の考え方といえますか、そういう中で町長からもいろいろ答弁をしたところでもあります。そういう中で、町内の案内標識、看板であります、町内の観光あるいは散策、史跡巡りなどにおいても重要な役割を果たしていると、そのようにも思っておるものであります。

これまで整備してきましたものは、統一的なデザインとなっていないところもあったわけですが、町長の答弁もありましたように、今後であります、町が整備または更新していく際にその看板については、デザインの統一性等々につきましても町全体の一体感であったり、あるいは情報発信力、あるいは魅力を醸成していくと、そういう重要なことであると考えておるものであ

ります。

こうしたことから今後の整備に当たっては、地域で整備する、そういう案内標識だったり、様々なそういう関連する事業等々につきましても一定のルールを、町のほうでもルールといえますか、方針等もしっかりと設けまして、自治会あるいは各種団体等の取組に対しても助成しながら、そういう状況を一体的に進められるような、現段階でも協創のまちづくりの補助金等も活用できるようにはなっておりますが、さらに新たな制度等につきましても検討していかなければならないと、そのようにも思っておるところであります。

あわせて、ホームページあるいはSNS等々によりましてインターネットを通しての情報を活用している方々も多くなってきておるわけでありますので、デジタルの技術を活用した、そういうそれらの発信についても一層、統一性を持たせながらであります、効果的な情報発信に努めてまいりたいと、このように思っておるものであります。

議員ご指摘のとおり、情報発信に係る統一性を持ちながら、多くの皆さんに葛巻を訪れていただく、そして交流人口あるいは関係人口の拡大にもそういう中で努めてつながっていけるような、そういう事業といたしまして進めてまいりながら、葛巻ファンになっていただけるような、そういう取組にもつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満君）

山崎議員。

9番（山崎邦廣君）

どうもありがとうございました。これで私の質問を終わります。

議長（鈴木満君）

ここで10時50分まで休憩します。

（休憩時刻 10時40分）

（再開時刻 10時50分）

議長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、5番、山岸はる美議員。

5番（山岸はる美君）

それでは、私のほうから3件について町当局の考えをお伺いいたします。

1件目ですが、児童生徒の地域部活動への支援策についてお伺いいたします。人口減少に伴い、児童生徒数も減少しています。そのような中でも、小学生はスポーツ少年団、中学生は部活動と練習に励んでおり、各種スポーツ活動に対する町の支援は大変重要であると思います。中学校の屋外競技では、各学校から活動のために総合運

動公園の野球場、サッカー場で指導者の下、練習に励んでおります。その中でも野球場等のナイター施設使用に係る町の支援状況について伺います。

次に、2件目ですが、安全安心な地域づくりについて伺います。全国的に様々な犯罪がニュースや新聞等で報道されております。当町でも高齢化と人口減少により、空き家も増加しております。地域の安全安心のための防犯灯、照明灯の設置数は十分なのか、また町内の主要な箇所に犯罪防止のための防犯カメラが必要と思われませんが、設置状況について伺います。

次に、3件目ですが、移住定住者のための住宅施設について伺います。全国的な人口減少により、多くの自治体が人口減少に歯止めをかけるために様々な対策を講じています。当町でも早くからIターン、Uターン者の確保対策の一環として、町有住宅、若者定住促進住宅の改修と整備に努めてまいりましたが、入居状況について伺います。

また、空き家バンクと宅地バンクの登録状況と、その利用状況について伺います。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

1件目の児童生徒の地域部活動への支援策についてお答えをいたします。令和2年9月に示さ

れた国の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を受け、地域運動部活動推進事業が実施されているところであります。教員の負担軽減と生徒にとって望ましい指導体制の実現を図るため、学校部活動を段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動に移行することを目的として、全国的に体制の整備が進められております。

町におきましては、令和3年度から2年間、県の推進モデル地域の指定を受け、実践研究事業を行い、令和5年度から町単独事業として地域運動部活動に取り組んでいるところであります。町では、地域運動部活動推進事業において地域指導者の人材確保による安定的な指導体制の確立を目指しており、町内の3中学校に設置されているバスケットボール、バレーボール、サッカー、野球、卓球、ソフトテニス、柔道の7種目の運動部活動のうち卓球を除く6種目について、休日や平日の放課後を中心に町スポーツ協会に所属する各種目別協会などから地域指導者を派遣していただくとともに、指導者への謝金、旅費、スポーツ保険料及び施設使用料の全額を助成し、部活動の充実強化を図っております。

ご質問の施設使用に係る町の支援状況についてであります。サッカー、野球、ソフトテニスの屋外競技では令和5年度実績で年間136回、助成額約4万5,000円で、バスケットボールとバレーボールの屋内競技を合わせた地域部活動全体では5種目で年間314回、助成額約5万6,000円であります。また、今年度からはナイター照明の

使用料についても助成対象経費としたほか、施設の使用に係る手続の簡素化を図り、活動しやすい体制づくりに努めております。

なお、小学生を含めたスポーツ少年団に対する活動支援についてであります。団員及び指導者のスポーツ少年団登録料の全額を助成するとともに、少年団本部を通じ、各単位団に対して育成交付金を交付しているところであります。

また、各施設を利用した場合の使用料の一部免除を行っており、施設使用料は交付金の範囲内で賄えているものと考えておりますが、少子化が進む中、さらなるスポーツ活動の推進の観点から、今後必要な支援につきましては引き続き対応してまいりたいと考えております。

2件目の安全安心な地域づくりについてお答えをいたします。1点目の防犯灯、照明灯等の設置数及び充足状況であります。防犯灯及び道路照明灯等は夜間における町民の安全な通行、交通安全及び防犯のため、主要道路や交差点、不特定多数の方が通行する公道等に設置しているものであり、現在町内には防犯灯が約1,100基、道路照明灯が35基、まちなかの街路灯が90基設置されているところであります。このうち防犯灯につきましては、東日本大震災発災前におきましては町全体に800基程度での設置でありました。震災の発災を受けまして、企業からLED防犯灯の寄附を1,100基いただきました。そうしまして、これまでの既設の防犯灯をLEDに替え、LED化を図ったところであります。その際、各自治会等

から新設要望に応じまして、これまで800基であったものが300基ほど増設を行い、現在1,100という状況になっているものでありまして、今後も引き続き必要であれば各自治体等からの要望についてさらに対応を考えてまいりたいと、そのように思っておるものでありまして、設置基数等つきましては充足しているものと認識をいたしております。

町としましては、引き続き住民のニーズを踏まえながら、安全安心なまちづくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

次に、2点目の町内の防犯カメラの設置状況についてであります。防犯カメラは、防犯や監視、見守りなどを目的として幅広く利用されており、特に店舗や施設内に設置されていることが多いものと認識をいたしております。

町では、民間施設における防犯カメラの設置状況については把握しておりませんが、公共施設におきましては不特定多数の方が利用する施設に防犯カメラを設置するなどし、防犯対策を講じているところであります。

主な防犯カメラの設置施設としましては、複合庁舎くずま〜るに32台、グリーンテージくずまきに15台、くずまき交流館プラトーに4台、産直ハウスくずまき高原に2台、サテライトオフィスに8台などとなっているものであります。

一方、施設以外でのカメラの設置につきましては、防犯を目的とする防犯カメラは設置しており

ませんが、道路や河川の状況を確認する防災カメラは町内15か所に設置しております。屋外への防犯カメラの設置につきましては、防犯対策や迷惑行為の防止、子供や高齢者の見守りなどの効果が期待できる一方で、現実的な必要性や費用対効果のほか、プライバシー保護の観点からも慎重に検討してまいりたいと考えております。

3点目の移住定住者のための住宅施設についてお答えをいたします。1点目の町有住宅、若者定住促進住宅の入居状況についてであります。町では、進行する人口減少を解消するため、若者の定住や町外からの移住を促進し、地域を支える人材の育成と確保に向け、若者定住支援住宅を整備しているところでありますが、移住者等に向けた定住促進住宅、町外からの子育て世帯をターゲットとしたいらっしやい葛巻子育て支援住宅、就労する定住者を対象とした若者雇用促進住宅と目的別に整備をいたしております。

ご質問の入居状況であります。定住促進住宅が8棟28戸のうち入居数は18戸で、入居率64.3%であります。いらっしやい葛巻子育て支援住宅は3棟3戸全てに入居しておりまして、100%であります。若者雇用促進住宅は1棟6戸全てに入居となっており、100%であります。若者定住支援住宅全体の入居率は約73%となるものであります。

このほか町営住宅、かつての教員住宅を用途替えした町有住宅、産業振興担い手確保のための酪農ヘルパー住宅、森林雇用促進住宅などがありま

す。これら住宅の入居状況であります。町営住宅が55棟67戸のうち60戸で入居率90%、町有住宅が8棟15戸のうち12戸で入居率80%、酪農ヘルパー住宅が1棟5戸全て入居で100%、森林雇用促進住宅が1棟3戸のうち2戸で入居率67%であります。移住者や定住者の住まいの確保につながっているものと、そのように捉えております。

先般新聞報道であったわけではありますが、10年前の人口減少の推計と10年後、現在の推計とでは、葛巻は3.4ポイント改善をされておるものでありまして、こういったことが効果として現れてきているものと、そのように認識をいたしているものであります。

次に、2点目の空き家バンク、宅地バンクの登録状況とその利用状況についてであります。町の空き家バンクは、平成22年度から運用を開始した制度で、空き家の利活用を図ることにより、定住促進による地域の活性化を目的に空き家の情報提供と相談対応を行ってきたところでありますが、本年度より制度を拡充し、売却したい住宅用地を登録できる宅地バンクの運用を新たに開始したところであります。

登録状況であります。令和6年5月末時点で空き家バンクの登録が13件、宅地バンクの登録が1件となっております。これらの利用状況であります。近年の空き家バンク登録申請数は年五、六件程度であります。宅地バンク制度は開始から間もないため、現時点では利用実績はない

ところであります。しかしながら、空き家に関する移住者や町民からの問合せは増加傾向にあり、住まい確保に対するニーズは高いものと捉えております。

こうした状況を受けまして、空き家の利活用を促進するための施策として、本年度より町の補助メニューを拡充し、空き家所有者が住宅貸付けのために残置物の処分や修繕等に対する助成を追加したところであり、空き家及び宅地バンクへの登録件数の増加と空き家等の有効活用に向けた対策を講じております。

今後につきましても、空き家所有者と住宅を求めている方とのマッチングなどの支援を行いながら、町内の空き家利活用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

山岸議員。

5番（山岸はる美君）

それでは1件目ではありますが、児童生徒に対する様々な補助メニューとかご支援いただいて本当ありがとうございます。その中でも、現在野球部は小屋瀬中から1名、江刈中、葛巻中からそれぞれ3名で、7名で合同練習を重ね、週末は町外の中学校の野球部と連合チームで練習と対外試合に臨んでおります。児童生徒の夢をかなえるために生徒、保護者は、一人でも多くの部員の確保

が安定した活動と運営につながるわけですが、先ほどありましたように特に野球場のナイター施設使用料が1時間3,300円強となっております、少ない生徒数による保護者の負担は大きいことから、各競技の父母会にこのくらいという支援金の提示がされることで、年間の保護者の負担金とナイター施設使用料の使用範囲が見込まれることで安心して競技場の使用ができると思われませんが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（鈴木満君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大川原洋一君）

お答えいたします。中学校の地域運動部活動の充実強化を図るため、先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、今年度から施設使用料に加えましてナイター照明の使用料も助成対象経費とさせていただきます。このことにつきましては、地域運動部活動推進事業の実践主体でございます町スポーツ協会のほうから、各種目別協会の指導者、または保護者、学校など関係者の皆様にご案内しているところではございますが、いま一度ご利用いただいている皆様に周知をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（鈴木満君）

山岸議員。

5番（山岸はる美君）

いい補助事業もあつたにもかかわらず、1年ごとに生徒が卒業することで父母会の代表が替わっていくということで、なかなかまい支援があるというのが分からず、4月23日、私が迎えに行ったとき、その週2回でしたが、暗い中で、一つもナイター照明が使われないところで練習していたということがありましたので、指導者の方、また子供たちのけがなどないように、いま一度保護者会に対しても、直接やっぱりこれくらいの支援があるということをお知らせいただければ、よりよろしいのかなと思います。

また、各競技においては、保護者負担金額が大きいと敬遠されるということで、部員の確保が厳しくなる現実もあります。

また、先ほど申しましたように町の支援内容が父母会と連携できることで、安心して競技に打ち込める環境が整うことと思います。この間は、葛高生の野球部員が中学校の野球部と基礎練習もしていたりしているようで、まさに地域連携であると思います。

また、岩手から世界で活躍するスーパースターを輩出していて、そのグローブを使って、自分たちもそうなりたいと、夢をかなえる組織と施設と町のこういった体制づくりがあつたからこそと思います。今後なお一層の支援の継続をお願いするものでありますし、スポーツ協会を通してでも

そうですが、各競技会の父母会の代表者の方々にもこれくらいの支援があるということをご周知いただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、2件目についてお伺ひいたします。総合運動公園は、屋外競技の利用者ばかりでなく、ランニング、ウォーキングする人たちの健康増進のために広く利用されています。また、町道茶屋場田子線も防犯灯の照明が弱く、現在茶屋場田子線の歩道工事中ですが、十字路もあり、中学校もあることから、防犯灯設置の際には照明のグレードを上げる工夫が欲しいものです。そして、JRハウスくずまき、また後ろのほうのトイレもですが、照明の設置が望まれます。いずれにしても、安全安心な犯罪のないまちにするには死角がないような取組が必要だと思われまふ。

また、防犯カメラの「作動中」のこの文字は、防犯には最大の抑止力となり、効果が大きいものと思われまふ。

また、葛巻は三方に峠があります。犯罪のないまちづくりのためには、自分たちの町では犯罪がなくても、道路というのはつながっているということで、やはり防犯カメラを有事の際は見るということで、すごく検挙率も上がっておりますし、ぜひ施設ばかりではなくて、そういった三方峠があるところにもやっぱり私は必要ではないかと思ひます。

現在、私は週5日間、部活動、スポ少の送迎に夜運転する機会も多く、町では空き家バンクの利

活用にも力を入れておりますが、全国的な傾向と等しく空き家が増加している影響もあるかと思ひますが、国道を外れるとやっぱり暗さを感じまふ。また、地区センターと総合運動公園の野球場の出入口にも照明が必要と思われまふし、各種照明灯の更新が必要な箇所も見受けられます。

現在ランニングコストが安く、人を感知して照明がつくセンサーライトが普及しているようですが、町民の安全安心なまちづくりのために検討いただきたいと思ひますが、その考えについて伺ひます。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

防犯灯につきましては、総務課の防犯担当で管轄しているところをございまふして、先ほどの答弁でありましたように1,100基ございまふして、地区からの要望で切れたところは随時交換しているところをございまふし、新たな設置箇所の要望があれば各自治会からの要望には全て対応しているところをございまふします。

これ以外、総務課以外の部分での新たな道路の道路照明灯につきましては地域整備課と、ちょっと管轄が違っておりますけども、いずれ防犯の観点から要望には応えてまいりたいなというように思っております。

また、道路における防犯カメラ、町では防災上

のカメラがあるわけですが、道路に設置する部分については町の土地でもないというようなことで、非常に設置はいろいろ調整をしなければならない、あるいは管理も大変だというようなこともあって、現時点では道路には検討はしていないところですが、いずれ町の施設であれば、町が防犯カメラを必要であれば設置できるというような状況でございますので、そういった観点から町の施設の防犯対策、こういったものについては進めていかなければならないというような認識はしているところでございます。

議長（鈴木満君）

山岸議員。

5番（山岸はる美君）

国道、県道に係る分は管轄が違うということですが、新年度も始まったばかりですので、これから県との協議とかそういう場があったら、やはり要望としては県との協議の中で提案していくことも必要ではないかと思われま。

また、各種防犯灯、照明灯などなど管轄は違うようではあります、確かに防犯灯は立っておりますし、また地域によっては、町のセンターですが、照明灯がありますが、電気がついておらないということもありますので、一度夜間のパトロールをしていて、夜、そうそう歩く方もいらっしゃいませんでしょうが、防犯の観点からも防犯灯と照明灯がより効果を増しているのか、いま一度

確認する必要もあるかと思っておりますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

それでは、3点目に移らせていただきます。現在国では物価高を上回る賃上げを推し進めていますが、それに乗れない地方にとっては人口減少にさらに拍車をかける現実です。町では、若い世代に移住定住、そして産み育ててもらえる政策を打っています。しかし、そればかりでなく、数ある自治体の中から葛巻を転入先に選んでくださる方々には、町の住宅情報、空き家バンク、求人情報、資格証明情報などなど葛巻暮らしに困らない施策、支援が必要であり、町もサポートしてきたことと思っております。特に空き家の利活用には、寒冷地の当町では寒さ対策と風呂、トイレの水洗化が最低条件になると思いますが、そのような改修工事等を応急的にも、町有住宅などでもよろしいのですが、その間入居が可能になるのか伺います。

また、これまで当町に移住されてきた人数と、さらに転出されていった人数についても伺います。

また、新たに移住された方々へ、葛巻の情報アプリは空き家情報などなど多くの情報が入るので大変お勧めだと思っておりますが、こういう葛巻情報アプリとか、様々な情報発信を定住移住の方々にも勧めているのかお伺いします。

議長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

それでは、お答えいたします。1つ目の質問につきましては、空き家のリフォーム支援事業、あるいは空き家修繕等支援事業というものを行っております。これによって、例えばUターン者、Iターン者が転入で空き家を活用したい場合に、リフォームして快適な環境にすることができると考えております。

また、空き家の所有者が空き家バンクに登録して賃貸あるいは売却したい場合に、必要な水回りなど、あるいは台所なりの修繕を行う支援事業があるということで、売却、賃貸で住んでいただくことが期待できると考えております。

2つ目の質問につきましては、把握しているところではありますが、平成22年以降のデータとして、移住者人数が平成22年から令和5年で約370名と把握しております。

そして、お待ちください。大変申し訳ございません。3点目の質問、もう一度お聞きしたいのですが、お願いできるでしょうか。

議長（鈴木満君）

山岸議員、どうぞ。

5番（山岸はる美君）

今空き家バンクに応募というか、している方々がいらっしゃるようではありますが、そのような改修工事のときなどでも、応急的にも町有住宅の入居は可能になるのかということと、あとまたこ

れまで当町に移住されてきた人数と、さらに残念ながら、また転出されていった人数について伺います。

また、新たに移住された方々へ、葛巻情報アプリは空き家情報、いろいろな町の情報が盛りだくさんで、そういうアプリの情報等もいらっしゃった方々にお勧めしているのかについてお伺いします。

議長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

失礼いたしました。そうですね、3点目は情報発信のことですね。まず、空き家バンク、あるいは住宅に関する情報につきましては、町のホームページでいろいろチラシあるいは実施要領などを載せて紹介しております。あと、町内向けとしましても、くずまきテレビで空き家バンク、宅地バンクについて登録、お知らせしているところです。また、ほかにもチラシなども配布しながら、空き家バンク、宅地バンクについて周知しているところでもあります。失礼いたしました。

以上です。

議長（鈴木満君）

山岸議員。

5番（山岸はる美君）

今正確ではないのですが、移住されたいという方がいらっしゃっているようではありますが、やはり改修工事をしないと入居は少し無理なのではないかということで、そういう改修工事のときなどにも応急的にも空いている町有住宅、町営住宅、そちらのほうにも改修が終わるまで入居するということは可能なのでしょうか。

議長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

お答えいたします。改修工事が完了するまで町営住宅、ほかの住宅に入居する条件はもちろんあるわけですが、その入居条件に適合する、条件を満たすということであれば入居は可能でございます。

以上です。

議長（鈴木満君）

山岸議員。

5番（山岸はる美君）

ありがとうございます。平成22年から370名の方が移住で葛巻にいらっしゃっているということですが、多くの方々がいらっしゃっているわけです。実際に定住されて、ずっと葛巻にいらっしゃっている方々もいらっしゃいますが、せっかくこうやって、各自治体、同じような今政

策で、いろいろなあれで自分たちの町村に定住者を呼び込もうと思っているのはどこの自治体も同じですが、そのような中でもこの葛巻を選んでくださったということには、やっぱりそれに応えてあげなきゃと思いますが、町有住宅、若者定住住宅など今の入室の状況を見ても少し、また目的に合わせて住宅整備がされてきていたこととは思いますが、入居条件もあるとは思いますが、もう少し緩和というか、そこを少し緩くしてあげないと、今の定住促進住宅とか様々あるわけですが、ほぼ満床に近いところもあると思いますので、どうなんでしょうか。今後の住宅の建設も、もしかすると見込まなきゃならないのか、そういうところもお聞きしたいと思います。

入居中条件ももう少し、せっかくいらっしゃった方々が、リフォームの間だけでもとおっしゃるのであれば、そういうところもあっせんしてお勧めすることもよろしいのではないかと思います。

移住者、町内在住者にとりましても、住宅なのか、空き家の活用なのか、また新たな託児バンクを利用して新築するのも、生活拠点をどこに置くかで職場までの、または保育園、学校までの距離など判断するにはなかなか容易ではないと思われまので、それぞれの入居基準を柔軟な緩和的対応で当たってほしいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

ただいまの質問にお答えいたします。現在答弁いたしましたように町営の住宅、それから町有の住宅、町有の住宅といいますのは教員住宅等々を一定の期間が経過した中で用途を変えまして、住宅を利用していただいているというケースがございます。

したがって、今のようなケースの対応につきましては、例えばこれまでの若者定住住宅、あるいはいらっしゃい住宅等々、移住定住に係る住宅としての整備目的がありまして、それらについては一定の基準があるということは申し上げたとおりでありますし、そういう中で一番今の需要に対応できる住宅といたしましては、町有住宅が今8棟ありまして、15戸あるわけですが、これらを十分に活用して、そういう時点での対応といたしましては、緊急的に改修をするまでの間の利用等々につきましては十分対応できるものと思っております。現在そういう情報といたしますが、相談等が現段階ではないということでございますが、もしそういう状態があるとすれば、町としてはそういう対応もしてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（ 鈴木満君 ）

山岸議員。

5番（ 山岸はる美君 ）

また、定住された方々でも仕事の異業種への転換を考えたときに、即転出の前にやっぱりいらっしゃい葛巻推進課が対窓口となるのか、庁内でも多くの職場が人材を求めていますので、そういった方々に対しても、住宅ばかりじゃなくて、全てのものに対して切れ目ない支援が望まれると思いますが、いかがでしょうか。

議長（ 鈴木満君 ）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（ 主濱隆志君 ）

お答えいたします。いらっしゃい葛巻推進課で、先ほど議員が申された就業の関係につきましては雇用サポートセンターを担当しておりますので、就業の相談がありましたら対応しているところです。

あと、移住者の方が町で暮らすということについて、定住奨励金の取扱い、事業も行っていますので、その辺りでは移住してこられた方にも町としても支援しているものと考えております。

あとは、住宅につきまして、自ら住宅を新たに建てる場合も住宅取得事業も行っているということで、この辺は支援できていると考えております。

以上です。

議長（ 鈴木満君 ）

山岸議員。

5番（山岸はる美君）

最後にはなりますが、仕事 mismatches というのはどこにでもあることでありまして、そういうことを考えていたときも、やはりどこの課に行ってもすぐつないであげられるような切れ目ない支援がこれからも移住定住者の獲得につながっていくと思いますし、今の住宅の若者定住支援住宅等も満床状態であるということであれば、次なる住宅の考えというのもやっぱりそろそろ考えていかなければならないのかと思います。

いずれにしても、葛巻の門をたたいてくださった方々には、本当に切れ目ない支援を今後とも望むことをお願いして私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（鈴木満君）

一般質問を続けます。

次に、1番、竹花結議員。

1番（竹花結君）

竹花結です。議長の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、パートナーシップ制度についてお伺いします。性的マイノリティーのパートナーシップ関係にある方々を婚姻に相当する関係と認める制度ではありますが、全国での導入が始まり、岩手県でも令和4年に一関市から始まり、盛岡市、宮古市、矢巾町、令和6年に、今

年の4月です、大船渡市、北上市、久慈市、陸前高田市、紫波町、平泉町と徐々に制度を導入する自治体が増えていますが、このような流れの中で葛巻町におけるパートナーシップ制度への見解や今後の動向について伺いたいと思います。

2点目ですけれども、町の情報発信、PR方法についてです。町内外はもちろん、全国、世界へ向けた情報発信が必要不可欠な現代社会において、様々なツールを使って情報発信を行っている本町ですが、日々どのように工夫して情報発信、PRに力を入れているのかお伺いします。よろしくお願ひいたします。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問にお答えをいたします。1件目のパートナーシップ制度についてお答えをいたします。本制度は、各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を発行する制度であり、平成27年11月に東京都渋谷区と世田谷区で施行され、その後他の自治体にも導入の動きが広がっているものであります。

パートナーシップ制度は、性別や性自認、性的指向等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に支え合うことを約束した者同士が制度を有する自治体に宣誓し、宣誓書を受領したことを公にする制度であり、現

行の婚姻制度を利用できない性的マイノリティのカップルなどのほか、事実婚の男女カップルも利用することができるものであります。

この制度は、婚姻制度とは異なり、相続などの財産上の権利や税金の控除、扶養の義務などの法律上の効力が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族とともに自分らしく暮らしていけるよう自治体が応援するというものであります。

宣誓できる方の要件としましては、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係であること、共に18歳以上の成人であること、配偶者がいないこと、他の方とパートナーシップの関係にないこと、民法で定められている近親者でないことなど全て満たす必要があります。

また、宣誓により受けられるサービスであります。自治体により多少異なる部分はあるかと思いますが、公的機関におきましては各種証明書の申請交付などのほか、家族とみなして制度が適用されるものとして公営住宅の入居、救急車への同乗、患者への面会、病状説明などが受けられるものであります。

民間サービスにつきましては、それぞれの事業者の判断に委ねられておりますが、主なものとしては携帯電話会社の家族割引適用、金融機関の住宅ローン、賃貸物件へのパートナーとの入居、生命保険の死亡保険金の受取人の指定、自動

車保険の特約等におけるパートナーの適用などとなっております。

ご質問の葛巻町におけるパートナーシップ制度への見解や今後の動向についてであります。価値観が多様化する現代社会におきましては性的指向や性自認への理解のみならず、子供から高齢者まで誰もが互いの人権を尊重し合い、自分らしく暮らしていける地域社会の実現は大変重要なことであると思っております。

また、昨年6月には国や自治体、企業、学校に対して、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進を深める法律としてLGBT理解増進法が国会で可決成立したところであり、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないという基本理念の下、性の多様性に関する理解の増進が求められているところでもあります。

一方で、一部の識者の間では、この法律にはそもそも根本的な問題があり、理解の制限ではどの意見が出ていることなどを踏まえますと、様々な課題が山積しているほか、国民的議論が十分に足りていないのではと感じる部分もあるものであります。

こうした状況と併せまして、町における制度対象者の把握、利用可能なサービスのニーズ、あるいは制度対象者が求めているメリット、担当部署の設置など、現時点において制度導入に向けた検討を行っていないのが現状であります。

なお、今後の制度導入に当たりましては、国や他市町村の動向などを踏まえるとともに、住民ニーズなども十分に検討した上で進めていく必要があると考えております。

2件目の町の情報発信、PR方法についてお答えをいたします。初めに、現在町が活用している情報発信手段であります、広報くずまき、くずまきテレビ、ホームページ、ライフビジョンのほか、観光情報などを中心に旧ツイッターのエクスタッシュやフェイスブック、インスタグラムなどのSNS、ユーチューブなどを運用しているところであります。

町の情報発信に当たっては、情報の受け手の世代によって使用するツールや媒体が異なることから、どのような情報をどの手段を用いて発信することが最も有効であるかを踏まえた上で、効果的な情報発信に努めております。行政情報であれば分かりやすく正確に情報が伝わるような形で、観光情報であれば情報の受け手が最も興味を引かれるような形で情報発信することを心がけているほか、単一の媒体のみによる発信ではなく、複数の媒体において同様の情報を発信することにより、情報の受け手側が使用している多様な媒体に対応できるよう努めております。

SNSなどのツールを活用した情報発信は、町の取組や魅力を広く全国に発信することが可能であり、効果的に活用することにより町の交流人口、関係人口を創出する重要かつ有効な手段であると認識をいたしております。

一方で、SNSは情報発信の即時性と拡散力が高いことから、取扱いには十分に留意しながら取り組む必要があると感じております。

また、SNSを活用した情報発信において、その効果を高めるには一定のフォロワー数の確保が重要でありますので、有益な情報発信を通じてフォロワー数の確保を図り、多くの方から町の取組や町の魅力を知っていただき、葛巻に興味を持ち、葛巻を訪れていただき、やがて葛巻に住んでもらえるような取組を今後も進めてまいりたいと、そのように思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございました。私自身、子を持つ母として、これからの時代の子供たちにはどんな性認識であっても生きづらさを感じることなく、自信を持って堂々と生きていける地域社会であってほしいと思っています。そのためにも、どんな性的マイノリティーにも偏見や差別のない町であってほしいですし、LGBTQの方でもしっかりビジョンを描いて暮らせる町であってほしいと願っています。こちらについては、今後の当局の大きな一歩に期待したいと思います。

続きまして、2点目の情報発信の部分で少し質問をさせていただきたいと思います。現在「葛巻

町」と検索をすると、一番最初に出てくるのはもちろん葛巻町のホームページですが、その次に出てくるのが葛巻町観光協会のウェブページとなっております。また、SNS等を検索してみても、一番最初に出てくるのは葛巻町観光協会のアカウントになっています。これは、情報発信の拠点は葛巻町の観光協会という認識でよろしいのでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

お答えいたします。葛巻町観光協会は、もちろん組織運営しておりますが、事務局をいらっしゃい葛巻推進課商工観光係で担当しております、実際私のところで取り扱っております。

以上です。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございます。少しSNSの部分で調べてみたのですが、葛巻町観光協会のエックス、旧ツイッターですけれども、こちらのほうが2020年の3月で更新が滞っています。葛巻町観光協会のホームページは、2023年3月で新着情報が止まっています。インスタグラムに関しては、今年に

入ってからくずまきフォトキャンペーンのPRが少々、あとは銀河プラザでのイベントのPR、それから先々週つつじまつりのPRはありましたが、先週のくずまき高原牧場まつりのPRはありませんでした。非常にむらがあるなというふうな印象がありますし、SNSは情報発信強化の切り札とも言えるものだと思います。

3月には宮内庁もアカウントを開設し、その情報の正確性と発信力には信頼があります。また、若者にとってはヤフーやグーグルに代わる検索エンジンとなっておりますが、こうしたSNSの今後の活用方法など具体的な改善策も含め、お考えはありますでしょうか、お聞かせ願います。

議長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

お答えいたします。現在町で運営しているSNSなどでの情報発信につきましては、近年のコロナ禍でイベントなどが中止になった影響もありまして、その後更新頻度が、議員が指摘されるように、低い状況となっております。

また、昨年からいらっしゃい葛巻推進課においてエックスを運用していますが、最近、この1年程度、エックスに集中して取り扱っているという傾向はあります。それで、町の魅力や情報発信をするツールとして、各SNSは非常に有効な手段というのはもちろん思っております、今後各S

NSを用いながら、新鮮ですか、鮮度の高い情報を定期的に発信してまいりたいと考えておりますので、理解いただけると幸いです。

以上です。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございます。なかなか日々の業務に皆さん追われて、SNSを頻繁に更新するというのも難しい状況なのかもしれませんが、活用としてはまだまだ弱いのかなというふうに思いますので、もう少し本腰を入れて取り組んでいただければなというふうに思っています。

あとあわせてですけれども、いらっしやい葛巻推進課のほうで都内の電車に広告を出していたり、それから当町にはありませんけれども、セブンイレブンには葛巻町の名前を使ったスイーツが並んでいます。こうした町民の皆様が知らないような情報というのも、もっと積極的にPRしていく方法というのはないのでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（主濱隆志君）

お答えいたします。今議員が申された東京都内

での電車での車内広告、あるいはセブンイレブンさんでの葛巻町産の牛乳などを使った商品の取扱いについては、大変葛巻を発信していただいていることで、ありがたく感じております。

それで、もちろんそのような展開を先ほど申したいらっしやい葛巻推進課のエックスでお伝えしていることもあるんですが、各SNSでぜひ発信していきたいと思っておりますので、理解を賜りたいと存じます。

以上です。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございます。せっかくこのようにすばらしい活動をされているので、これを発信していかないというのはすごくもったいないかなと思いますので、特にもセブンイレブンで葛巻の牛乳が認められて使われているということは、葛巻のブランド、牛乳のブランドがより確立され、販路拡大や消費拡大にもつながることなのかなと思いますので、より積極的なPRをお願いしたいと思います。

最後にもう一つですけれども、くずまきテレビはイベントや行事のたびにスタッフの皆様が一生懸命に撮影をされているので、相当な取れ高があると思います。そちらを有効に活用していただくという観点ですけれども、町内の皆様もつ

と情報としてくずまきテレビを見たいくなるような番組編成、例えば勉強やスポーツに励む子供たちの日常を流す、酪農家や農家の方々の1日に密着してみるなど、また町内飲食店のその時々のおすすめメニューを紹介したり、商工業者のCMを流してみたりという日々の皆様の生活にフォーカスを当てた番組づくりをすることは可能なのでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

お答えいたします。日常的にテレビ11チャンネルで放送しています、くずまきテレビですが、基本的には今のところ町の行事、活動、あるいは町外においても葛巻町に関する行事、活動について取材の上、放送しているところです。

ただいま議員が例示されましたことを参考にすると、これは今後検討しながらではありますが、町の皆さんの参加型の番組とか、例えばですが、あるいは各団体の紹介などということも考えられるかと思っております。

そして、近年コロナ禍の影響で開催を保留しているところですが、放送番組審議会において審議会に出席いただく方々から意見などをいただきまして、その意見などを参考に検討しながら、今後の番組運営に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（鈴木満君）

竹花議員。

1番（竹花結君）

ありがとうございました。SNSの質問から突然くずまきテレビの質問で、申し訳ありません。SNSは外へ向けてということで、くずまきテレビは町内の皆様にいつも明るいニュースを届ける番組であってほしいと思います。消滅可能性自治体などという、ひたむきに努力する自治体の活動に水を差すようなニュースをメディアで目にする機会もありますが、そうしたネガティブな話題に流されず、日々明るい情報を発信し、町の前向きな姿勢を示していくことは非常に重要なことだと思います。また、それは後ろ向きなニュースに不安を感じる町民の気持ちをフォローすることにもつながると思います。

今後町外に対する、また世界に対する情報、PR、そして町内に住む皆様に情報発信をしていくとともに、そちらをさらに充実させ、町の活性化、発展につながる一丁目一番地としての役割を果たしていただくことに期待を込めて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（鈴木満君）

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(休憩時刻 11時55分)

(再開時刻 13時00分)

議長 (鈴木満君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、4番、柴田勇雄議員。

4番 (柴田勇雄君)

6月定例会議一般質問、最後となります5番目の柴田勇雄です。今回の質問では、消防団運営等に当たっての諸課題及び在り方について伺います。

我が国日本は、地震や津波、台風、豪雨による異常気象など自然災害が頻繁に発生し、貴い人命や社会生活に大きな被害を生じている現状にあり、日本は世界有数の災害大国とも言われています。特に東日本大震災を引き起こした国内観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震、最大震度7の揺れと大津波が本県をはじめ各地を襲い、甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところです。また、今年1月1日に発生した能登半島地震、最大震度7の激しい揺れと早く押し寄せる津波を観測、多大な被害が発生し、今なお復旧復興に懸命に取り組んでいる最中であります。

これら災害発生時には、常に地域の実情をより知り尽くしている消防団員による消防防災活動が極めて重要と言われております。また、消防に

関する任務、責任、管理、費用負担等は消防組織法で定められており、町が全て担うことと規定されておりますことはご案内のとおりでございます。

当町の消防の歴史をひもといてみました。消防組織が初めてできたのは、明治36年、青年共益団として産声を上げ、その後消防組から警防団へと名称変更され、そして現在の消防団へと幾多の歴史の変遷を経ながら継続されてきている組織であります。結成以来、実に120年という長い年月と伝統を誇る葛巻町消防団であります。

去る5月9日開催されました町消防団の演習を全項目にわたり見させていただきました。いずれも組織の団体活動としての規律が整然ときびきびと素早く行われ、見事な訓練を目の当たりにして、我々町民にとって頼もしく、深い信頼を寄せたところであります。

また、消防ポンプ操法競技大会においても高度な技術、技能と豊富な訓練から、県大会では常に上位のランクにあり、全国大会出場の実績を誇る県下に名立たる消防団であります。

現在全国的な傾向として、消防団員の人材確保が課題となっております。同じく当町の場合も、少子高齢化等に伴う人口減少による団員確保が課題と考えられます。現行、消防団員定数は条例で346人となっております。このうち団長から班長までのいわゆる役員定数は146人、その他の団員200人の定数構成となっております。団長から班長までの146人の役員定数では、35歳以上の一

定経験を積んだ団員が就任していると想定されますが、課題はその他の団員 200 人の若年層、適齢定数確保が心配されます。ちなみに、町の男性若年層の 18 歳から 34 歳までの在籍人口は 250 人です。80%以上の方が消防団員に加入しなければ定数を満たせない数値となっている厳しい現状にあります。

一方、長年の慣行として実施してきた各分団の消防防災活動運営費、維持費の名目の下、地域住民に寄附金等をお願いし、費用の一部に充てるといふ歴史的背景と経緯が存在します。この消防団寄附金については、地元の身近な日常消防防災活動に対する献身的ボランティア等の慰労的色彩が濃い寄附として、これまで問題視等も少なく継続されてきたものと思っておりますが、近年、現在の法律や司法判断によると、消防団に対する寄附行為は控え目に言って推奨できる状況になっていないようであります。これら消防団運営等に当たっての諸課題と在り方について、次の質問に答弁を求めるものです。

1 つ目といたしまして、消防団本部（ラッパ隊を含む）及び分団の団員充足状況について伺います。

2 つ目に、消防団員確保対策助成金の交付状況、これは令和以降分と活用効果について伺います。

3 つ目に、町職員の消防団員の任用状況について伺います。

4 つ目に、当町消防団と県内市町村消防団員を

比較した場合の年齢構成の状況について伺います。

5 つ目に、消防団員報酬に係る地方交付税措置と比較しての当町消防団員報酬の支給状況について伺います。

6 つ目に、消防団員報酬が本人に支払われるまでの支給方法等の実態について伺います。

7 つ目に、地域住民負担（寄附金等）が伴う各分団の消防防災活動運営費、維持費の実態と今後の在り方について伺います。

8 つ目に、過疎、人口減少等に伴う消防団員に対する処遇向上策及び分団組織等の今後の在り方について伺います。

以上、1 回目の質問とさせていただきます。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問にお答えを申し上げます。ご質問の消防団運営等に当たっての諸課題及び在り方についての 1 点目でございます。消防団本部及び分団の団員充足状況についてであります。消防団員の定員につきましては葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例によりまして 346 名と規定しているところであります。

令和 5 年度末現在における消防団の充足率であります。消防団本部は定員 18 名に対して実

数が 10 名でありまして、充足率は 55.6%であります。ラッパ隊は、定員 14 名に対して実数が 11 名でありまして、充足率は 78.6%となります。分団員は、定員 314 名に対して実数が 236 名でありまして、充足率は 75.1%となっております。消防団全体の充足率といたしましては 74.3%となっております。

次に、2 点目の消防団員確保対策助成金の交付状況と活用効果についてであります。町では、若年層における消防団員の確保対策を支援し、消防団活動を円滑に進めることを目的に、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の期間限定で消防団に対しまして助成金を交付してきたところであります。

助成金額の交付額は、各年度とも 190 万円で、団本部及び各分団の実人員等の充足率を考慮して助成金を配分したものでありまして、それぞれの分団ごとに団員の確保や処遇改善に向けた資金といたしまして活用いただいたものであり、一定の成果が得られたものと捉えております。

次に、3 点目の町職員の消防団員への任用状況であります。現在の会計年度任用職員等を除きまして専門職等を含めた町の職員数は、男性 70 名、女性 69 名、合計 139 名となっております。そのうち町消防団に入団している職員は 37 名であります。職員の入団状況は 26.6%、50 歳以下の男性職員のみで見ますと 64.9%となっているものであります。

次に、4 点目の町消防団員と県内市町村消防団

員の年齢構成の比較についてであります。令和 5 年度末現在における当町の消防団員の年齢構成は、20 代が 11.3%、30 代が 19.8%、40 代が 41.6%、50 代が 18.7%、60 代以上が 8.6%であります。

なお、市町村ごとの消防団員の年齢構成につきましては把握しておりませんが、岩手県全体で見ますと、令和 4 年 4 月現在の消防団員の平均年齢におきまして、当町が 42.3 歳であるのに対して県平均は 46.7 歳となっております。

次に、5 点目の消防団員報酬に係る地方交付税措置と当町消防団員報酬についてであります。令和 4 年度から消防団員の報酬等に係る地方財政措置が見直され、団員階級の年額報酬相当額や災害以外に係る出動報酬が普通交付税により措置されるほか、災害に係る出動報酬は特別交付税により措置されております。

普通交付税の消防費の算定につきましては、市町村の人口や人口密度、消防施設等の様々な要因を考慮した上で算定されており、年額報酬等に係る地方交付税措置額と総支給額を単純に比較することはできないものではあります。令和 5 年度における団員への年額報酬等の総支給額は約 2,000 万円であるのに対して、普通交付税の消防費に係る交付額は約 2 億 2,200 万円となっているものでございまして、十分に財源措置されているものと認識をいたしておるところであります。

次に、6 点目の消防団員報酬の支給方法の実態についてであります。消防団の報酬等につきましては階級別に定められた年額報酬のほか、災害

や火災訓練等における団員の活動実績に基づいた出勤報酬を上期と下期の2回に分け、団員個人の口座に直接振り込む方法により支給をしています。

次に、7点目の消防防災活動運営費の実態と在り方についてであります。消防組織法において市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担しなければならないとされており、町では団員個人に直接支給する報酬のほか、消防団や分団の運営に必要な装備品や被服等に係る経費、消防団車両や地域防災拠点施設等の維持管理費等を負担しております。

一方、消防団や分団の運営費の収入や支出は様々でありまして、その運営費の状況についてはそれぞれに委任しているところがございますが、町としては引き続き消防団の適正な運営に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、8点目の人口減少等に伴う消防団員に対する処遇向上策及び分団組織等の今後の在り方についてでございます。近年、全国各地で災害が多発化、激甚化する中、消防団は地域防災力の中核として重要な役割を果たすものであります。

そのような中、当町の消防団員数は人口減少の影響を受け、平成25年度末時点で308名であったものが令和5年度末で257名となり、10年間で50名ほど減少しているものであります。一方、20歳から59歳までの男性の消防団への加入率を見ますと、平成25年度末時点で20.8%であったものが令和5年度末時点で26.6%でありまして、人

口減少に伴う団員の減少はあったものの、町民の消防団活動への理解が深まっているものと認識をいたしております。

全国的に消防団員数が減少していることを踏まえまして、国では消防団の充実強化に向け、報酬等の処遇改善のほか、地域防災力の充実強化に向けた取組や、女性団員や学生団員などといった幅広い住民の入団促進に取り組んでいるところであります。こうしたことから、町におきましても令和4年度に団員の報酬を見直すとともに、消防団員、準中型自動車免許取得費補助金の創設や消防団が使用する資機材等の整備など、消防団員に対する処遇改善を図ってきたところであります。

消防団は、地域防災の要でありますので、引き続き消防団員の確保と処遇改善を促進しながら、地域防災力の向上と安全安心なまちづくりに努めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

多項目にわたりましたの答弁ありがとうございました。まず最初に、消防団員の充足状況、私が思っていたよりは、74.3%というようなことでございますので、広大な地域を有する当町でございますけれども、このくらいぐらいが精いっぱいなところかなというふうに実感をしたところでご

ざいます。

充足状況というようなことでのお話ですが、実際に町外に行って働いている方等、あるいはなかなか消防団活動に参加できない方もあるかと思っておりますけども、こういったような方々、いわゆる幽霊団員というふうに、そういうふうな発言していいのかどうか分かりませんが、他の市町村では多いやに聞いておりますが、そういうふうな実態は現実としてどのような形になっているのかお伺いしたいと思います。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

お答え申し上げます。居住するところでの、一旦はそちらに入団するということになるかと思っておりますが、その後、例えば住所が変わったとか居住したということがあって、住んでいなくても元のところの分団に所属しているという事例があることは承知しておりますし、また職場の転勤等についても遠くのほうに勤めているということもあることは承知しておりますが、実数としてどのくらいあるのかというところは把握していないところでございます。

いずれ今は忙しくても、将来的にはそちらで活動できる状況になったときに活動するとか様々な状況があると思われることから、それであっても消防団は続けていただければありがたいとい

うのがこちらの考えでございます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

まず、極力この定員を満たすような努力も必要になってくるかと思っておりますが、このままの人口減少でいきますと、私から見れば非常に厳しいものがあるのかなというようなことも、先ほど数値的なことは申し上げましたので、心配しているところでございます。

いずれ定員が充足していないことには、いざ災害が起きたときには大変な事態も考えられるというようなことになりますので、充足状況については常に目を光らせながら、点検をしながら充足率の向上に努めていただければなというふうにも思っているところでございます。

次に、助成金の状況ですが、これまで190万円ほどの支出をしたというようなことでございますが、これも最近助成金が交付できるような形になっての制度なようでございますが、これをさらに有効的に活用できるものとすればどのようなものが考えられるのか、それからまたさらにこれから交付されていくような状況にあるのか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思います。

議長（鈴木満君）

総務課長。

なればあまりにも寂し過ぎるわけでございますが、いかがでしょうか。

総務課長（松浦利明君）

団員確保対策助成金につきましては、平成27年度から29年度までの3年間実施したところでございまして、一定の成果を得られたというように認識しているところでございます。

今後の考え方でございますけれども、分団等で係る経費については町が負担することを基本としてまいりますので、そちらを拡充するというような方向で、補助金として交付することにつきましては現時点では考えていない状況でございます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

これらの施策についても、いろいろ全国的な状況もあったものではないのかなと推察されるわけでございますが、このような助成金を生かすような工夫、継続で交付できるような形をしていくべきではないのかなというふうな視点で質問させていただいているわけでございます。

こういったような制度がやられてきた成果として、190万円で一定の成果があったという先ほどの答弁もでございますけれども、これらの助成金の何かの名称を変えてでも、こういったような助成措置を講ずることによって消防団活動の活発化につなげるべきではないのかなと思いますが、そういったような考え方が全くないというように

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

現時点では考えておらないということですが、消防団のほうからの要望が強くなったときには町としても考えなければならないのかなというように思っているというのが現状でございます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

ただいまの答弁ですと、消防団のほうから強い声が上がった際にはというふうな考え。そういうふうなことじゃなくて、消防組織法で書かれているとおり、町が消防団の経費等、この活性化等についても全責任を担うというようなことになっておりますので、そういったようなことじゃなくて、町当局のほうでこういったような必要と思われるときにはこのような制度を創設しながらやっていくべきではないのかなというふうなことを申し上げたいわけですが、いかがでしょうか。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

町が負担すべき必要な経費につきましては、今後も町で負担するというを基本に進めてまいりたいというように考えているものでございます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

まず、こういったような助成金、非常にいい制度でございますので、こういったような部分については十分継続するような努力が必要だと。今日はこれだけしか申し上げませんが、いずれ消防団の声があるなしにかかわらず、消防団の活性化を図るためにこのような制度は必要なものではないのかなと、私はそのように考えますので、ちょっと考え方を改めていただいて、もう少し前向きなこの辺の検討をぜひ求めたい、このように思っているところでございます。

次の3番目の町職員の消防団員への加入状況についても伺いました。50歳以下の方々、約65%の加入率というようなことで、これも他町村と比べれば一定の町職員の方々が消防団員で活動しているというふうな認識でよろしいのかどうか、お伺いをいたしたいと思えます。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

職員の方々につきましては、それぞれ住んでいる地域の分団からのお誘いによって加入している状況でございます、それぞれの分団で積極的に活動しているものだと認識しているものでございます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

町職員の消防団への加入についても、やはり地元で町職員の方が加入しているということが一番手っ取り早く、そしてまた分かりやすい部分でございますので、今後も町職員の消防団への加入については一定の、特段の配慮などをしながら、町職員からの消防団員加入の促進を目指していただきたいということを申し上げたいわけでございます。

あと次に、年齢構成でございますが、当町の消防団員、非常に若いんです。42.3歳。県の平均で46.7歳、4歳ほど若くなってくるわけでございますが、この辺でも活動の状況によって活動の内容に変化があるのかなとも思っておりますが、町当局ではどのような見解をお持ちでしょうか。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

平均年齢でございますけども、令和4年4月1日現在の平均年齢が、町が42.3歳、県内が46.3歳ということで、県内では3番目に若いほうになるかと、この時点ではそういう状況でございました。

それから、5年度末には44歳になっておりますので、やはり高齢化そのものは進んでいるのかなというように思っております。県内で3番目に若いということは、若い方々に積極的な勧誘活動をして若い方々が入団している実態もそこにはあるのではないかなと思いますので、引き続き若い方々の入団を促進するような方向性であればいいなというように思っているものでございます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

そのような形で、ぜひ促進をしてもらいたいなということを申し上げたいわけです。地方交付税と団員報酬の確保については、先ほどの答弁で分かりましたので、了解いたしました。

次に、支給実態でございますが、これも他の市町村でやられているというようなことで、直接消

防団員の報酬が支払われていないで、各分団ごとに一括支給をして、その中からいろいろな寄附金的なものを団員の方からいただいているというふうな運営方法もやっているところで、これらについてもそのような方法を改めなさいというふうな国の指導等が入っていますよということを目にいたしましたものですから、本町では支給方法についてどのような形になっているのかなというふうなことで、今回質問に取り上げさせていただきました。これについては、国等で指導しているような本人支給、そして分団への寄附金等が一切ないというような形での理解でよろしいのか、確認をさせていただきたいと思います。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

町では、国から通知があった時点で適正に管理するよう通知、指導しているところでございまして、実態といたしましても個人の通帳に支払われると、そのような形になっているものと認識しております。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

そのような方向で、本人の報酬でございますか

ら本人に支払われるのが当然のことでございますし、またこの報酬から分団活動への維持費あるいは寄附金等へということのないような形での指導をぜひやっていただきたいものだなと、このように思っただけの質問でございましたので、国からの指導方法により、そのような方向でやっているというふうなことであれば問題ないかと思っておりますので、安心をいたしました。ありがとうございました。

あとは、消防団員の方々ですが、自身が住んでいる地域、消防防災の守り人という考えがあって、またこの消防団の職務にいそしんでいると思っております。どちらのご家庭でも一家の大黒柱であるあるじが就任しているかと思っております。消防団員を遂行するためには、家族の協力なくしては務まらないと思います。家族を含めた慰労を伴うような福利厚生も必要と思われませんが、その考え方があるのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

ただいまのご質問は、家族の慰労を伴うような福利厚生的なものがあるかどうかというお尋ねだったと思われましたけれども、現時点で公式にそのようなものがあるというようなことはないと思われまます。ただ、消防演習のときの表彰、これ

には団員の奥さんを表彰する内助の功とか、そういうのはありますけれども、具体的な何かを支給したりとか、そういうものはないのかなというふうに認識はしているところでございます。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

ないというふうなお話なようでございますが、副町長、どうでしょうか。副町長も消防団員の経験者であります。私も消防団の経験者であります。こういったようなご家庭の協力なくしては消防団の活動、なかなか難しいものがありますけれども、処遇改善の意味ではこういったようなことも今後考えていくべきではないのかなと思っておりますが、事務的なものでは解決できないものでございますが、副町長の考えとしてはどのようなものをお持ちなのか伺いたいと思います。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ただいまのご質問にお答え申し上げますが、現在消防団員の減少が続いていると申しますが、そういう状況の中での、今消防長が令和2年度から令和3年度にかけてであります、今回の今の質問とも重なる部分があるなどと思っておりますの

で申し上げますが、消防団員の処遇に係る検討会ということで開催されまして、その中で5項目の提言がされておるものであります。その5項目の一つは、報酬の処遇改善というものであります。それから、消防団に対する理解促進というのが2点目であります。それから、幅広い住民の入団の促進ということで、男性だけではなく女性団員ということも含めてということであろうと思っております。それから、平時の消防団の活動の在り方、そしてさらには装備等の充実ということ、これらを検討委員会のほうでも提言をされておるものでありまして、そういう中で今の処遇の関係等々にもつながるわけではありますが、令和4年度に年額報酬の引上げ等々、あるいは出動手当の報酬の大幅な引上げ等々をいたしまして、先ほど以来お話ししておりますように支払い方法といたしましても団員個人の口座に振り込むという方法で改めて今進めているところであります。

そういう中に、分団の運営経費等々であります。全額公費で負担するという考え方の中で、団の屯所の管理であったり、あるいは消防設備であったり、それからそれ以外の消防団の服装装備、そういったふうなもの等も含めてであります。町のほうで全部負担しながら、個人の団員としての負担にならないように、そういう中での対策も講じてきたものであります。

そういう中に、最も今大事といたしますか、そういう中での消防団の活動の実態の中で、若年層の価値観といたしますか、そういう部分等がどうして

も大きな課題といたしますか、捉え方をしながら対応していかなければならないと思っておりますが、若年層の消防団の加入のそういう面での意欲の低下といたしますか、それはやはりどうしても家族等との時間とか、むしろ処遇改善よりも大きな課題になってきていると、このようにも思っております。

したがいまして、そういう今後の消防団の活動の在り方について、特にも若年層の方々の価値観の捉え方等々も見直しといたしますか、そういうこと等もしっかりと受け止めながらの対策が今後求められてくるものだと、このように思っております。これらについては消防団の本部等を含めてであります。いろいろそういう情報交換しながら対策をしっかりと進めていかなければならないと、このように思うところであります。

いずれ様々な対策、経済的などいたしますか、そういう面での対策等については、できる限りそういう対策は今後もしっかりと進めていくという考え方でありまして、そういう考え方の中でこれまでは取り組んできた。そういう考え方でありまして、改めて家庭あるいはプライベートな、そういう部分を優先するといたしますか、そういう方向の部分も併せて考えていかなければならないという、課題であるということ再認識しておるところであります。いずれそういう対策を今後消防団等々を含めて協議してまいりたいと、このように思っているところであります。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

いろいろな考え方があろうかと思っておりますけども、いずれ当町の消防団員の方々、一生懸命活動していることはご承知のことと思っておりますが、福利厚生面においてもちょっと他の町村をリードするような福利厚生をぜひ考えていただいて、少ない人口の中でも十分活動できるような消防任務をぜひ促進させていただければなという観点から今のお話はしたところでございますので、十分内容を検討の上、ここでこれやっていたらいいというところは申し上げませんが、ぜひそのような前向きな方向で検討をやっていただきたいということでございます。

それから、ある意味では現行の地域住民負担を伴う消防団への寄附とか維持費、先ほどははっきりしたような答弁はお聞きしておりませんでしたけれども、私は消防団への寄附、維持費等の名目について目くじらを立てているものでは決してございませんが、考え方によりますと消防団への寄附、維持費については協力的なもの、あるいは会費的な意味合いも含まれているような感じがして、長い年月、このような制度で消防団への協力というような形で寄附金とか維持費の名目が存在してきたんじゃないのかなと、このように思っておりますが、一方でこのような住民の方々が拠出する寄附金等が存在することによっ

て、あるいは分団統合問題等も一方では停滞しているのではないのかなという心配もございしますが、こういったような考え方、町当局ではどのようにお考えでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

議長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。消防団のそれぞれの歴史と申しますか、これまでの地域でいろいろとそれぞれの地域の事情と申しますか、そういったふうな中でこれまで続いてきた経緯をお伺いしたわけではありますが、まさに消防団、葛巻消防団、明治36年に自分たちの地域は自分たちで守るといふ、そういう崇高な、高い志の下に青年共益団を発足して、120年の歴史があるわけでありまして、こういう中の長い歴史の中で、先人の意思がしっかりと引き継がれながら地域の消防団、あるいは分団の地域との信頼関係というか、これが構築されてきたものと、このように思っております、そういう中での地域の支援にも、現在もおっしゃいますような部分等々、地域の支援にもつながっているというのが、そういう伝統をしっかりと受け継いでいる部分も一部あると、このようにも思っております。

したがいまして、町で公務に係る分団運営費は全額町として負担するというのは、先ほど来町長

の答弁でも申し上げておりますが、現段階ではそういう中でのお互いの信頼関係等々もあってのそれぞれの分団、あるいは地域の事情と申しますか、そういう部分の中で、先ほど言いましたように自分たちの地域は自分たちで守るといふ、そういう崇高な精神も大事にしていくということも町の消防力を高めていくときに大事であると、そういうのも感じておるものであります。

いずれ様々なこういう課題を、今後であります、いろんな角度から課題を検討しながら、地域の安全安心を守れる消防団の体制にしっかりと努めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

現在ふるさと納税が普及、定着してきておりますことはご承知のことと思いますが、この制度になぞらえたような地元消防団に寄附行為が可能となる消防ふるさと納税的な、合法的な制度がこの辺で創設されてもいいのではないのかなと私は考えておりますが、頭から消防団の寄附行為はならぬというような形じゃなくて、これまでのやはり一定の役割、そして果たしてきた経緯がございますので、消防団寄附行為が可能となるような、ふるさと納税のような制度になってもらえないのかなというふうな願いも込めております。

そういったようなことで、最後に町長にお願いしたいわけですが、県町村会長でもある町長から、全国のこういったような関係機関に働きかけの発言、運動はできないものかどうか、町長の決断をお願いしたいわけですね。よろしくお願いします。

議長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の一連のご発言にお答えをいたしたいというふうに思います。我が町の消防団の歴史、先ほど以来のお話のとおり、青年共益団に始まり、120年の歴史のある、県内でも誇る数々の実績、成果を残している我が町の消防団であると、そのように認識もいたしておりますこと、振り返ってみましても地方自治の原点がここにありだと私は思うものであります。

自分たちの地域は自分たちで守る、そういう自らの意思で、そして消防団、共益団として発足以来120年となり、今なおその精神がしっかりと根づいており、今のまちづくりにつながっている。消防団員、各分団、人口減少とともに団員数は少なくなりつつあるわけですが、そうではあっても消防団員の方々の活躍、力というのは大変大きいものがありまして、消防団活動のみならず地域の中心的な役割をさせていただいておること、地域づくりの中心的な役割、それがひいてはまち

づくりの中心的な役割を担っていただいているのが消防団であるというふうにも思っておるものでありまして、私はいつも消防団の元気が町の元気に直結すると、イコールであると、そのようにも思っているものであります。

先ほど以来、消防団から要望がある前に町でやれというようなお話もありました。そういったことも、消防団からの要望には寄附をはじめ装備、どれにも応えておりましたし、消防団から要望があったから報酬を上げたわけでもありませんで、町の判断で議会の皆さんのご理解をいただいて実施しているものでありまして、今後におきましてもよりよい形で消防団として存続できるように町としては最善を尽くしていきたいというふうに思っておりますことと、やっぱり地方自治の原点、それぞれの地域、それぞれの消防団、それぞれの地域の意向を尊重したい、自主性を尊重していきたいと、そうも思っております。

先日の、この間の日曜日も広域の中の消防演習ありまして、私も行ってまいりましたが、人口規模からすれば葛巻の消防団、分団の数も多いものであります。ではあります、人口規模が大きい町に劣らない活動をしていると、そんなふうにも感じてまいったものでありますので、合理的な消防団の運営だけを考えますと、分団の統廃合ということもあるかもしれませんが、私はそうではなくて、地方自治の原点、消防団の過去の経緯、それら地域づくりを考えますときに、やっぱりそれぞれの地域の主体性に任せながら、要望があった

ときにはすぐに町が対応すると、そういう形を消防団に対しては取っていききたいというふうに思っております。

最後に、ふるさと納税的な形で消防団に対する寄附のような、そういうご意見ございました。なるほどなと感じたところでありまして、そういった制度があつて、そして日本全国みんな、さらに国民みんなで消防団を盛り上げていこうよと、そういう深い認識が高まってくることが極めて大事というふうに思いますので、私も今後いろんな機会で発言する機会もあるものでありますから、今の提言を捉えながら、今後それぞれの機関に要望してまいりたい、改めてそのように感じた次第であります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（鈴木満君）

柴田議員。

4番（柴田勇雄君）

今消防団に対する寄附金の継続があつてもいいなという町長の思いもお聞きしましたので、ぜひ逆な発想で、やはり消防ならではでなければできない寄附行為ではないのかなと思いますので、ぜひ実現を期していただきたいという思いをお伝えしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（鈴木満君）

これで一般質問を終わります。

以上で本日の本会議の日程は全て終了しました。大変ご苦労さまでございました。

(散会時刻 13時54分)